

古物営業に係る郵送による届出の手続きについて

古物営業に係る手続きのうち、下記の手続きについては、郵送による手続き（書類の受付等）にも対応することとしました。

（対象手続き）

変更届出手続き（許可証の書換えが必要な届出は除く）

※ 対象手続きの具体例

- (1) 変更前の事前の届出が必要な変更届出 ～ 様式第5号を使用するもの
営業所の名称・所在地の変更、営業所の新設・廃止
主たる営業所とその他の営業所の区別の変更
- (2) 変更後に届出を行う変更届出 ～ 様式第6号を使用するもの
法人役員の変更、営業所の管理者・取り扱う古物の区分の変更
ホームページでの取引を行うためのURLの届出・変更等

（郵送による手続きを行うことができる方）

- 群馬県内に営業所・古物市場を有する古物商・古物市場主
- 郵送に係る料金を全額自己負担できる方

※ 郵送による手続きを希望される方は、下記の「届出の方法」、「注意事項」をよく確認してください。

※ 変更届出書の記載にあたり、県警ホームページに記載例を掲示していますので、誤りのないように記載してください。

1 届出の方法

（届出書、添付書類の用意）

- 変更届出書（様式第5号）又は変更届出・書換申請書（様式第6号）に必要事項を記載してください。

届出書の様式は、県警ホームページの「手続き・申請」→「古物営業関係」からダウンロードできます。

届出書の記載例も県警ホームページの「古物営業関係」に掲載してありますので、確認してください。

- 届出に必要な添付書類（住民票の写しや法人の登記事項証明書等）を用意してください。

※ 変更事項によって必要な添付書類が異なりますので、県警ホームページの「古物営業関係」を確認してください。

（届出書等の郵送）

必要事項を記載した「変更届出書」又は「変更届出・書換申請書」及び必要な添付書類を封筒に入れ、簡易書留郵便等で、主たる営業所又はその他の営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（古物営業担当）宛に送付してください。

2 注意事項

○ 法改正に伴う届出要領等の変更

令和2年4月1日に施行された古物営業法の改正により、変更届出の様式や届出要領等が変更となりましたので、県警ホームページの「古物営業関係」を確認してから届出してください。

○ 郵送手続きが可能な届出について

郵送手続きが可能な届出は、変更届出のうち、許可証の書換えが不要な届出とさせていただきます。

許可証の書換えが必要な変更届出は、警察署（主たる営業所の所在地を管轄する警察署）生活安全課の窓口申請してください。

※ 許可証の書換が必要な変更届出の例

- ・ 個人営業者の住所・氏名の変更
- ・ 法人所在地・名称の変更
- ・ 法人代表者の交替
- ・ 法人代表者の住所・氏名の変更
- ・ 行商の有無の変更

○ 郵送に係る費用について

郵送に必要な費用は、全て申請者の負担となります。

○ 郵送の種別について

届出書等については、普通郵便での郵送でも受け付けますが、警察署への到達に関して後日の紛議を避けるため、可能な限り、郵便追跡システムを利用できる簡易書留郵便等での郵送をお願いします。

○ 届出書等に不備が認められた場合

届出書等に不備が認められた場合には、届出者にご連絡をすることがありますので、届出書には日中連絡可能な電話番号を必ず記載してください。

また、届出書や添付書類の再提出（再郵送）、警察署での訂正等を求める場合がありますので、ご理解ください。

○ 本件に関する問い合わせ

群馬県警察本部生活安全企画課 許可等第一係
027-243-0110（内線3042）